

### (3) 精神障害者保健福祉手帳



#### ✿ 内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神に一定の障がいのある人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付されるものです。各種の福祉サービスを受けることができます。有効期間は2年で更新が必要です。

障がいの程度は、1級から3級まであります。

#### ✿ 対象者

精神疾患による初診後、6か月以上経過しており、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約のある方

#### ✿ お持ちいただくもの

各種手続き	お持ちいただくもの			
	写真	添付書類	手帳	他
新たに手帳を取得したいとき（新規申請）	○	○	—	※
手帳の有効期限が切れたとき（更新申請）	○	○	○	※
障がいの程度が変わったとき（等級変更届）	—	○	○	※
手帳を紛失したとき（再交付申請）	○	—	—	※
手帳の破損・写真交換したいとき（再交付申請）	○	—	○	※
住所・氏名が変わったとき（変更届）	—	—	○	※
本人が亡くなったとき	—	—	○	

- 添付書類は下記のいずれかが必要です。
  - ・医師の診断書（初診日から6か月経過した日以後のもの、かつ、診断日から3か月以内のものに限ります）
  - ・精神障がいを支給事由とする障害年金の証書または振込通知書等（写し）と同意書
  - ・精神障がいを支給事由とする特別給付金の資格者証（写し）と同意書
- 写真について・・・タテ4cm×ヨコ3cm（スナップ写真可）1枚  
脱帽・上半身で顔が明確にわかるもの  
1年以内に撮影されたもの
- 手帳を郵送で受け取る場合は返信用封筒と460円分の切手が必要です。
- 市外へ転出する場合は、転出先の市区町村役場の福祉担当課へ届出をしてください。
- ※ 個人番号を確認できる書類及び本人確認書類（運転免許証等）  
    《代理人が申請する場合》  
        代理人委任通知書、代理人の本人確認書類、申請者（委任者）の印鑑